

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 2
- 市道の路線認定【建設局総務部管理課】 3
- 市道の路線変更【建設局総務部管理課】 6
- 市道の路線廃止【建設局総務部管理課】 8
- 財政のあらまし【財政局財務部財政課】 9
- 指定管理者の指定（2件）【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】 22

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 24

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 28

◇ 病 院 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【病院局医療センター事務局管理課】 29

北九州市告示第514号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月28日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
まごころ薬局	旧	北九州市小倉北黄金町二丁目9番10号	平成30年12月1日
	新	北九州市小倉北区貴船町3番7号	
サンキュー薬局八幡調剤センター	旧	北九州市八幡東区西本町四丁目14番8号	平成30年12月25日
	新	北九州市八幡東区尾倉二丁目7番12号	

北九州市告示第 5 1 5 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 12 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3 2 8 4	新開 6 号線	門司区新開	門司区新開
3 2 8 5	大里本町 7 6 号線	門司区大里本町一丁目	門司区大里本町一丁目
3 3 9 6	井堀 7 3 号線	小倉北区井堀一丁目	小倉北区井堀一丁目
3 3 9 7	霧ヶ丘 2 4 号線	小倉北区霧ヶ丘一丁目	小倉北区霧ヶ丘三丁目
3 3 9 8	下富野 9 0 号線	小倉北区下富野一丁目	小倉北区下富野一丁目
3 3 9 9	中井 8 3 号線	小倉北区中井五丁目	小倉北区中井五丁目
6 3 3 3	蒲生 3 4 号線	小倉南区蒲生三丁目	小倉南区蒲生三丁目
6 3 3 4	蒲生 3 5 号線	小倉南区蒲生三丁目	小倉南区蒲生三丁目
6 3 3 5	蒲生 3 6 号線	小倉南区蒲生三丁目	小倉南区蒲生三丁目
6 3 3 6	葛原本町 1 1 3 号線	小倉南区葛原本町一丁目	小倉南区葛原本町一丁目

6 3 3 7	新道寺 1 1 3 号線	小倉南区大字新道寺	小倉南区大字新道寺
2 1 0 7	清田 3 6 号線	八幡東区清田二丁目	八幡東区清田二丁目
7 0 2 4	折尾中須 1 号 線	八幡西区折尾一丁目	八幡西区中須二丁目
7 0 2 5	折尾堀川町 2 号線	八幡西区折尾四丁目	八幡西区堀川町
7 0 2 6	折尾堀川町 3 号線	八幡西区折尾五丁目	八幡西区堀川町
7 0 2 7	上上津役 1 5 2 号線	八幡西区上上津役五 丁目	八幡西区上上津役五 丁目
7 0 2 8	北鷹見町 1 0 号線	八幡西区北鷹見町	八幡西区北鷹見町
7 0 2 9	北鷹見町堀川 町 1 号線	八幡西区北鷹見町	八幡西区堀川町
7 0 3 0	木屋瀬 1 0 8 号線	八幡西区木屋瀬一丁 目	八幡西区木屋瀬一丁 目
7 0 3 1	千代 2 1 号線	八幡西区千代四丁目	八幡西区千代四丁目
7 0 3 2	東筑 2 1 号線	八幡西区東筑一丁目	八幡西区東筑一丁目
7 0 3 3	東筑堀川町 1 号線	八幡西区東筑一丁目	八幡西区堀川町
7 0 3 4	則松 2 0 5 号 線	八幡西区則松一丁目	八幡西区則松一丁目
7 0 3 5	真名子 7 号線	八幡西区真名子二丁 目	八幡西区真名子二丁 目
7 0 3 6	真名子 8 号線	八幡西区真名子二丁 目	八幡西区真名子二丁 目

7 0 3 7	真名子 9 号線	八幡西区真名子二丁目	八幡西区真名子二丁目
7 0 3 8	南鷹見町 2 1 号線	八幡西区南鷹見町	八幡西区南鷹見町

北九州市告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
2087	大里東2号線	新	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目
		旧	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目
2100	大里東15号線	新	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目
		旧	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目
2122	大里東37号線	新	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目
		旧	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目
2127	大里東42号線	新	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目
		旧	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目
3027	中井口13号線	新	小倉北区中井口	小倉北区中井浜
		旧	小倉北区中井口	小倉北区中井浜
2736	津田15号線	新	小倉南区津田二丁目	小倉南区津田二丁目
		旧	小倉南区津田二丁目	小倉南区津田二丁目
6400	泉ヶ浦54号線	新	八幡西区泉ヶ浦二丁目	八幡西区泉ヶ浦二丁目

		旧	八幡西区泉ヶ浦二丁目	八幡西区泉ヶ浦二丁目
6 8 6 9	東折尾町 北鷹見町 1号線	新	八幡西区東折尾町	八幡西区北鷹見町
		旧	八幡西区東折尾町	八幡西区北鷹見町

北九州市告示第 5 1 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
2 1 0 4	大里東 1 9 号線	門司区大里東一丁目	門司区大里東一丁目

北九州市告示第518号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、平成30年9月30日現在における本市の財政状況等をここに公表する。

平成30年12月28日

北九州市長 北 橋 健 治

財政のあらまし

はじめに

本市の財政状況は、市税や地方交付税等の一般財源の伸びが見込めない中、更なる少子・高齢化を反映して社会保障関係経費が増加する見込みであることなどから、当面は危機的な状況ではないものの、今後も厳しい状況が続くと見込まれます。

こうした状況の下、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく政策等を強力に推進することで、本市の魅力を飛躍的に高め、「北九州市行財政改革大綱」及び「北九州市公共施設マネジメント実行計画」を踏まえ、事業の「選択と集中」や経営改善に取り組み、持続可能で安定的な財政運営に努めてまいります。

本書は、平成29年度決算及び平成30年度上半期の財政運営状況についてのあらましをまとめたものです。

本書を通じて本市の財政状況をご理解いただき、今後とも行財政運営に対する市民のみなさまのご協力をお願いいたします。

1 平成29年度決算の状況

(1) 平成29年度決算概要

平成29年度一般会計及び特別会計の総決算額は、

歳入 1兆1,072億 311万円

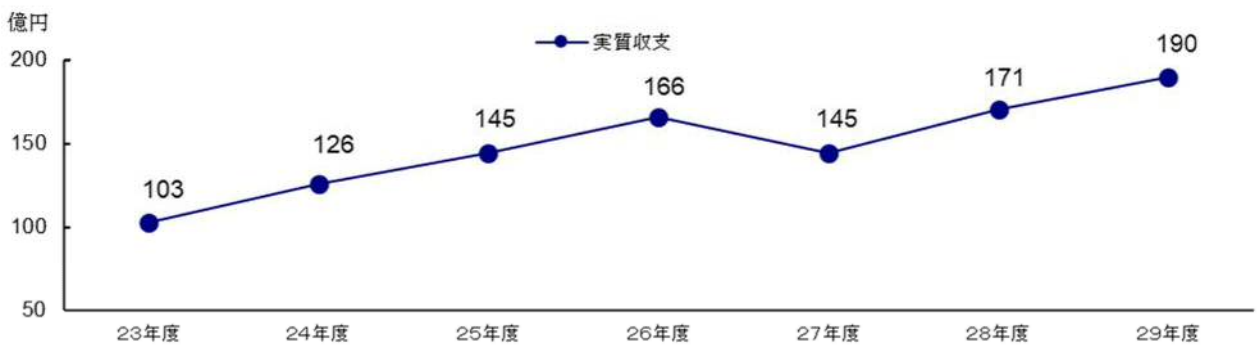
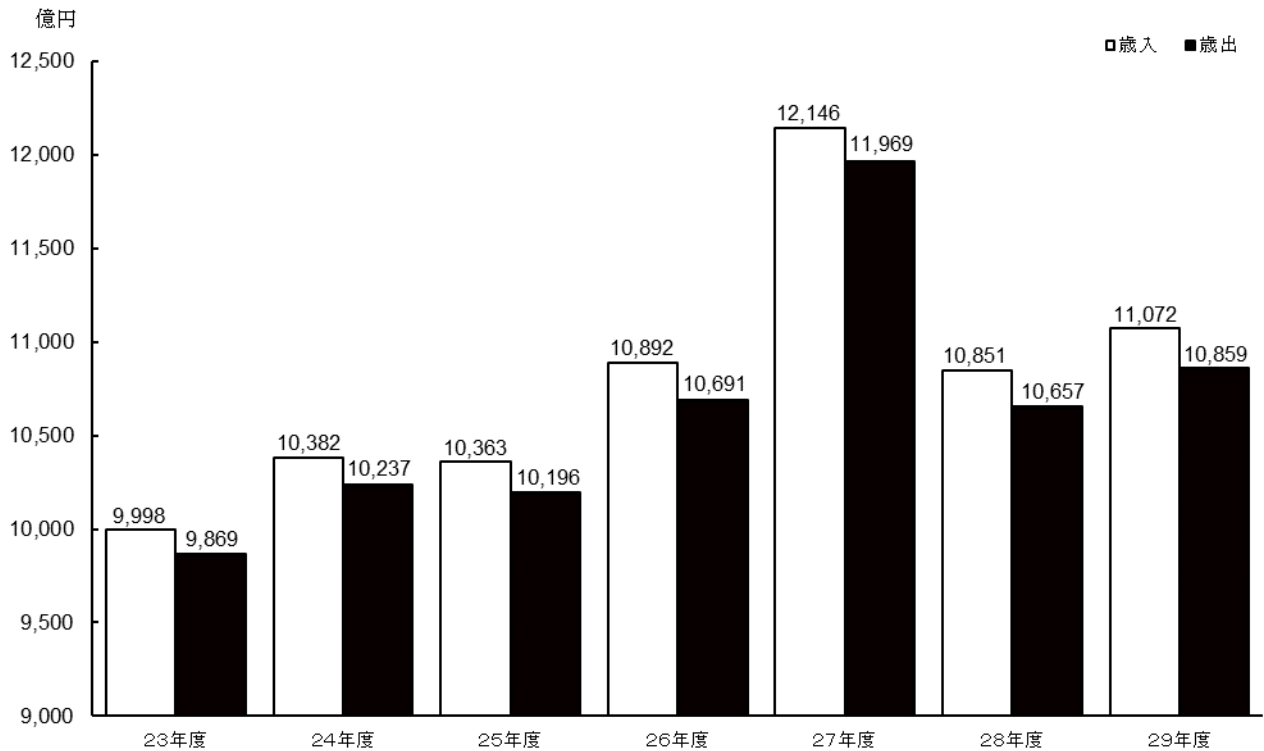
歳出 1兆 859億2,732万円

で、歳入、歳出の対前年度比はそれぞれ、2.0%、1.9%の増となっています。

また、形式収支は212億7,579万円、実質収支では、190億145万円となり、黒字を続けています。

歳入歳出決算額及び実質収支の推移は、次図のとおりです。

歳入歳出決算額及び実質収支の推移（一般会計・特別会計総計）



(2) 会計別歳入・歳出決算額

(単位：千円)

区 分		歳 入 A	歳 出 B	歳入・歳出 差 引 額 C (A-B)	翌年度へ繰 り越すべき 財源 D	実質収支 (C-D)
一 般 会 計		552,262,945	548,859,561	3,403,384	1,698,573	1,704,811
特 別 会 計	国民健康保険	128,704,674	122,800,997	5,903,677	—	5,903,677
	食肉センター	389,216	285,395	103,821	—	103,821
	卸売市場	877,299	696,857	180,442	60	180,382
	渡 船	411,276	323,830	87,446	—	87,446
	競 輪、競 艇	123,028,241	120,037,976	2,990,265	398,000	2,592,265
	土地区画整理	1,722,226	1,489,481	232,745	59,997	172,748
	土地区画整理事業 清算	3,540	963	2,577	—	2,577
	港 湾 整 備	5,683,937	4,205,830	1,478,107	809	1,477,298
	公 債 償 還	173,743,009	173,743,009	0	—	0
	住宅新築資金等貸付	260,497	12,725	247,772	—	247,772
	土 地 取 得	2,061,129	2,061,016	113	113	0
	駐 車 場	523,455	309,564	213,891	—	213,891
	母子父子寡婦福祉資金	728,077	305,371	422,706	—	422,706
	産業用地整備	1,581,025	297,411	1,283,614	—	1,283,614
	漁業集落排水	44,493	27,504	16,989	—	16,989
	介 護 保 険	94,828,742	92,296,226	2,532,516	—	2,532,516
	空港関連用地整備	24,021	1,239	22,782	—	22,782
	学 術 研 究 都 市 土地区画整理	4,122,743	2,571,574	1,551,169	116,795	1,434,374
	臨海部産業用地貸付	634,482	634,482	0	—	0
	後期高齢者医療	15,360,422	14,896,602	463,820	—	463,820
市民太陽光発電所	207,661	69,703	137,958	—	137,958	
計	554,940,165	537,067,755	17,872,410	575,774	17,296,636	
合 計		1,107,203,110	1,085,927,316	21,275,794	2,274,347	19,001,447

(3) 一般会計歳入決算額款別構成

(単位：千円、%)

区 分		決 算 額		構 成 比 率		対前年度 比 率
		28年度	29年度	28年度	29年度	
自 主 財 源	市 税	156,126,761	157,450,403	30.4	28.5	100.8
	分担金及び負担金	4,829,277	4,936,159	0.9	0.9	102.2
	使用料及び手数料	16,239,454	16,242,998	3.2	2.9	100.0
	財産収入	5,278,145	6,500,683	1.0	1.2	123.2
	寄附金	524,806	730,594	0.1	0.1	139.2
	繰入金	8,506,666	5,960,071	1.6	1.1	70.1
	繰越金	3,484,345	3,028,736	0.7	0.5	86.9
	諸収入	52,725,854	47,808,042	10.3	8.7	90.7
	計	247,715,308	242,657,686	48.2	43.9	98.0
依 存 財 源	地方譲与税	3,122,818	3,133,200	0.6	0.6	100.3
	利子割交付金	115,329	211,756	0.0	0.0	183.6
	配当割交付金	376,747	548,045	0.1	0.1	145.5
	株式等譲渡所得割交付金	250,595	580,034	0.0	0.1	231.5
	分離課税所得割交付金	—	128,847	—	0.0	皆増
	県民税所得割臨時交付金	—	14,710,038	—	2.7	皆増
	地方消費税交付金	17,289,617	17,552,829	3.4	3.2	101.5
	ゴルフ場利用税交付金	46,449	45,999	0.0	0.0	99.0
	自動車取得税交付金	749,393	1,035,998	0.1	0.2	138.2
	軽油引取税交付金	6,316,779	5,525,334	1.2	1.0	87.5
	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	26,161	26,788	0.0	0.0	102.4
	地方特例交付金	527,712	745,728	0.1	0.1	141.3
	地方交付税	50,506,798	61,726,768	9.8	11.2	122.2
	交通安全対策特別交付金	453,945	439,743	0.1	0.1	96.9
	国庫支出金	97,969,314	108,610,462	19.1	19.7	110.9
県支出金	24,084,422	24,879,190	4.7	4.5	103.3	
市 債	64,451,000	69,704,500	12.6	12.6	108.2	
計	266,287,079	309,605,259	51.8	56.1	116.3	
合 計	514,002,387	552,262,945	100.0	100.0	107.4	

(4) 一般会計歳出決算額性質別構成

(単位：千円、%)

区 分	決 算 額		構 成 比 率		対前年度 比 率
	28年度	29年度	28年度	29年度	
義 務 的 経 費	261,344,625	311,086,238	51.1	56.7	119.0
人 件 費	64,243,478	110,643,489	12.6	20.2	172.2
扶 助 費	131,130,370	134,194,471	25.6	24.4	102.3
公 債 費	65,970,777	66,248,278	12.9	12.1	100.4
投 資 的 経 費	73,021,204	66,334,861	14.3	12.1	90.8
補 助 事 業 費	39,702,446	46,735,341	7.8	8.5	117.7
単 独 事 業 費	33,318,758	19,599,520	6.5	3.6	58.8
そ の 他 の 経 費	176,607,822	171,438,462	34.6	31.2	97.1
物 件 費	53,300,914	53,954,487	10.4	9.8	101.2
維 持 補 修 費	7,028,463	7,047,759	1.4	1.3	100.3
補 助 費 等	27,373,062	27,961,311	5.4	5.1	102.1
積 立 金	5,197,872	6,160,069	1.0	1.1	118.5
投 資 及 び 出 資 金	1,105,885	1,193,256	0.2	0.2	107.9
貸 付 金	35,878,819	30,389,972	7.0	5.5	84.7
繰 出 金	46,722,807	44,731,608	9.2	8.2	95.7
合 計	510,973,651	548,859,561	100.0	100.0	107.4

(5) 一般会計歳出決算額目的別構成

(単位：千円、%)

区 分	決 算 額		構 成 比 率		対前年度 比 率
	28年度	29年度	28年度	29年度	
1 議 会 費	1,704,466	1,624,350	0.3	0.3	95.3
2 総 務 費	51,452,887	40,081,724	10.1	7.3	77.9
3 保 健 福 祉 費	152,274,958	154,497,541	29.8	28.2	101.5
4 子 ど も 家 庭 費	59,939,788	63,623,338	11.7	11.6	106.1
5 環 境 費	15,525,059	13,735,681	3.0	2.5	88.5
6 労 働 費	476,325	456,501	0.1	0.1	95.8
7 農 林 水 産 業 費	2,032,317	1,915,731	0.4	0.4	94.3
8 産 業 経 済 費	45,491,508	40,215,943	8.9	7.3	88.4
9 土 木 費	47,336,859	45,140,093	9.3	8.2	95.4
10 港 湾 費	5,052,713	9,588,300	1.0	1.7	189.8
11 建 築 行 政 費	9,587,914	10,228,590	1.9	1.9	106.7
12 消 防 費	11,610,629	11,848,716	2.3	2.2	102.1
13 教 育 費	28,683,874	73,227,667	5.6	13.3	255.3
14 災 害 復 旧 費	58,670	151,951	0.0	0.0	259.0
15 諸 支 出 金	79,745,684	82,523,435	15.6	15.0	103.5
16 予 備 費	0	0	0.0	0.0	—
合 計	510,973,651	548,859,561	100.0	100.0	107.4

2 平成30年度上半期財政運営の状況

(1) 一般会計予算の執行状況

(平成30年9月30日現在)

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	収入率 (B/A)	区 分	予算現額 (C)	支出済額 (D)	支出率 (D/C)
市 税	1,716 億 5,440 万円	910 億 7,635 万円	% 53.1	保健福祉費	1,588 億 1,659 万円	633 億 2,263 万円	% 39.9
国庫支出金	1,145 億 3,478 万円	381 億 1,251 万円	33.3	諸 支 出 金	798 億 6,535 万円	40 億 8,176 万円	5.1
市 債	819 億 570 万円	768 億 9,070 万円	93.9	教 育 費	754 億 2,490 万円	296 億 5,047 万円	39.3
諸 収 入	633 億 4,312 万円	50 億 3,788 万円	8.0	土 木 ・ 建 築 行 政 費	678 億 9,367 万円	187 億 1,735 万円	27.6
地方交付税	590 億円	441 億 8,609 万円	74.9	子 ど も 家 庭 費	676 億 4,585 万円	275 億 1,374 万円	40.7
県 支 出 金	262 億 9,953 万円	24 億 4,494 万円	9.3	産 業 経 済 費	584 億 3,134 万円	326 億 7,680 万円	55.9
そ の 他	755 億 9,947 万円	322 億 4,480 万円	42.7	そ の 他	842 億 5,930 万円	300 億 2,357 万円	35.6
合 計	5,923 億 3,700 万円	2,899 億 9,327 万円	49.0	合 計	5,923 億 3,700 万円	2,059 億 8,632 万円	34.8

(2) 特別会計予算の執行状況

(平成30年9月30日現在)

区 分	予 算 現 額 (A)	歳 入		歳 出	
		収入済額(B)	収入率(B/A)	支出済額(C)	支出率(C/A)
公 債 償 還	1,678 億 5,600 万円	89 億 4,264 万円	% 5.3	529 億 7,072 万円	% 31.6
国民健康保険	1,044 億円	435 億 6,059 万円	41.7	383 億 2,360 万円	36.7
介 護 保 険	978 億 1,500 万円	405 億 7,142 万円	41.5	394 億 4,731 万円	40.3
後期高齢者医療	159 億 500 万円	49 億 6,476 万円	31.2	43 億 6,000 万円	27.4
土 地 取 得	43 億 5,341 万円	11 万円	0.0	4 億 5,553 万円	10.5
港 湾 整 備	41 億 7,581 万円	28 億 7,609 万円	68.9	6 億 3,778 万円	15.3
そ の 他	86 億 7,776 万円	54 億 2,672 万円	62.5	15 億 8,397 万円	18.3
合 計	4,031 億 8,298 万円	1,063 億 4,233 万円	26.4	1,377 億 7,891 万円	34.2

(3) 市有財産、市債及び一時借入金

ア 市有財産

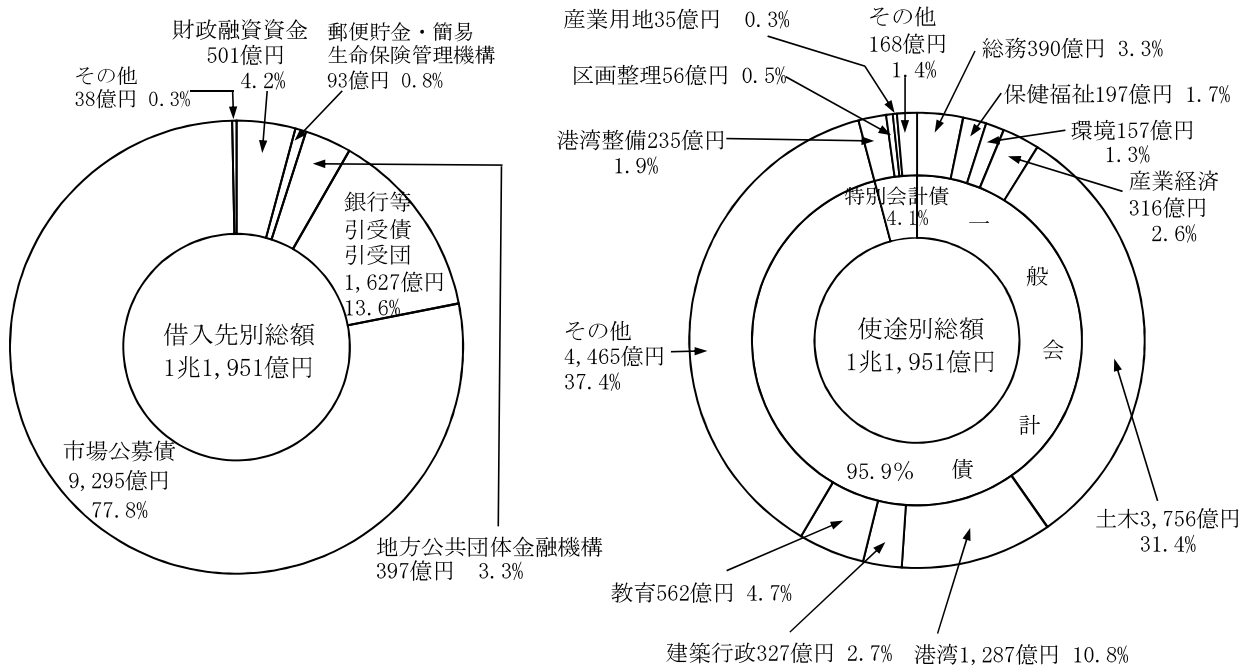
(平成30年9月30日現在)

区分	単位	数 量		
		行政財産	普通財産	合 計
土 地	m ²	22, 196, 536	7, 547, 641	29, 744, 177
建 物	m ²	4, 707, 886	145, 739	4, 853, 625
立 木	m ³	152, 463	—	152, 463
船 舶	隻 (t)	3 (207)	—	3 (207)
浮 棧 橋	個	6	—	6
航 空 機	機	1	—	1
物 権	m ²	687, 144	2	687, 146
特 許 権	件	0	—	0
著 作 権	件	106	—	106
商 標 権	件	—	16	16

区 分	単 位	数 量
有 価 証 券	千 円	699, 120
出 資 に よ る 権 利	千 円	70, 216, 729

イ 市債の現在高

(平成30年9月30日現在)



ウ 一時借入金

(平成30年9月30日現在)

予算で定めた最高限度額	850億円	一時借入金残高	0円
-------------	-------	---------	----

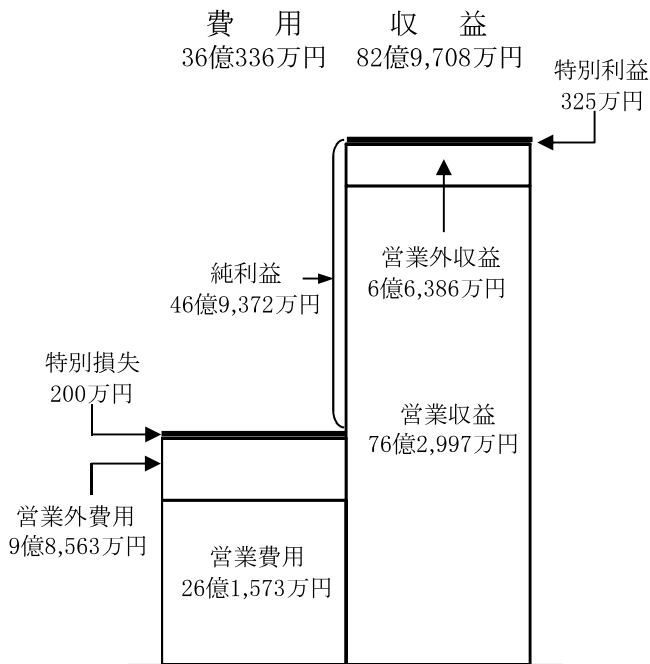
3 平成30年度上半期公営企業の業務状況

(1) 上水道事業会計

〔水道事業〕

損益収支の状況

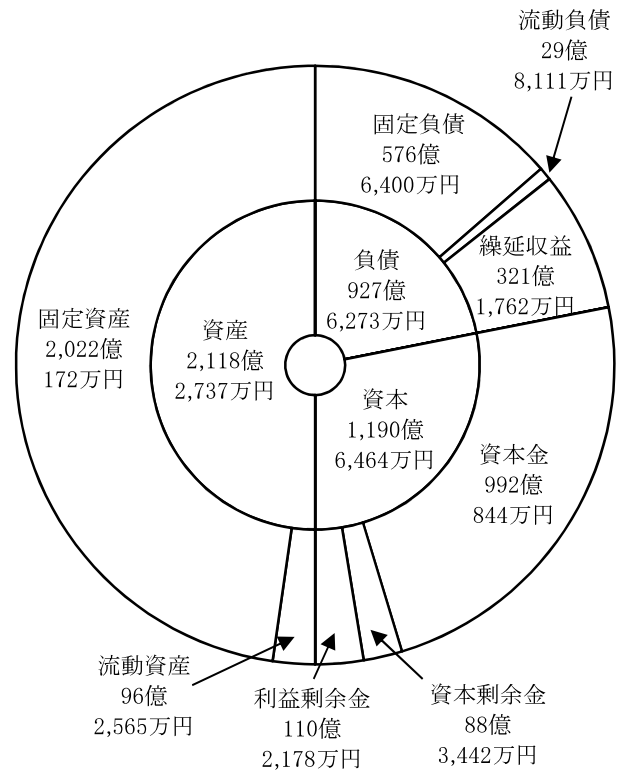
(平成30年4月1日から同年9月30日まで)



※ 費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図

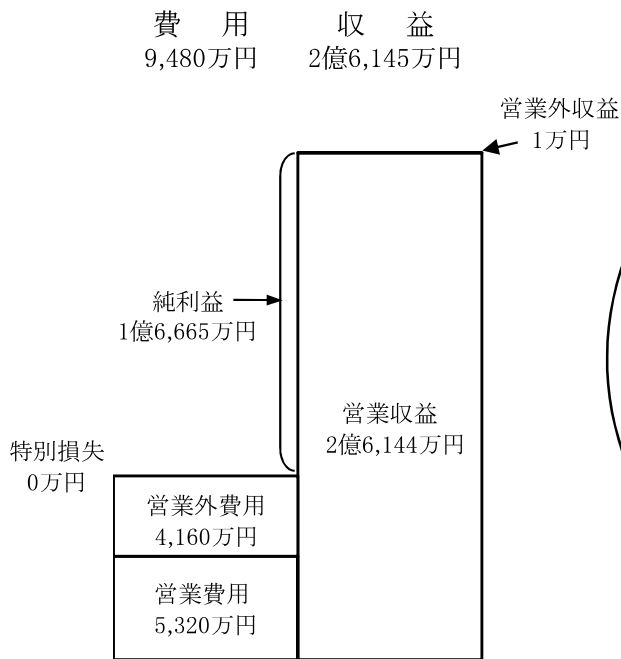
(平成30年9月30日現在)



〔水道用水供給事業〕

損益収支の状況

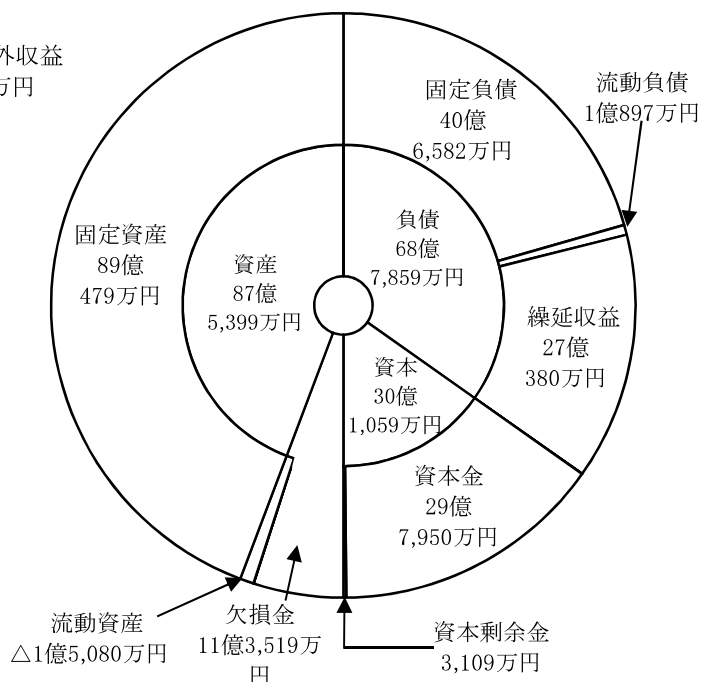
(平成30年4月1日から同年9月30日まで)



※ 費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図

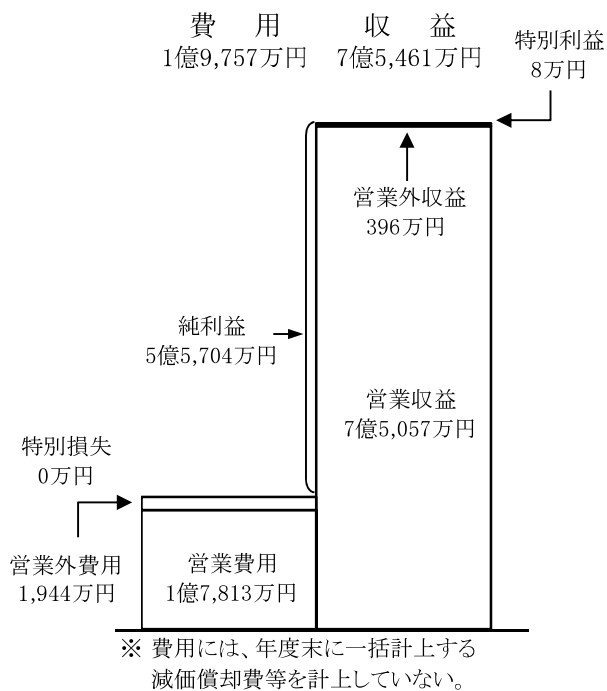
(平成30年9月30日現在)



(2) 工業用水道事業会計

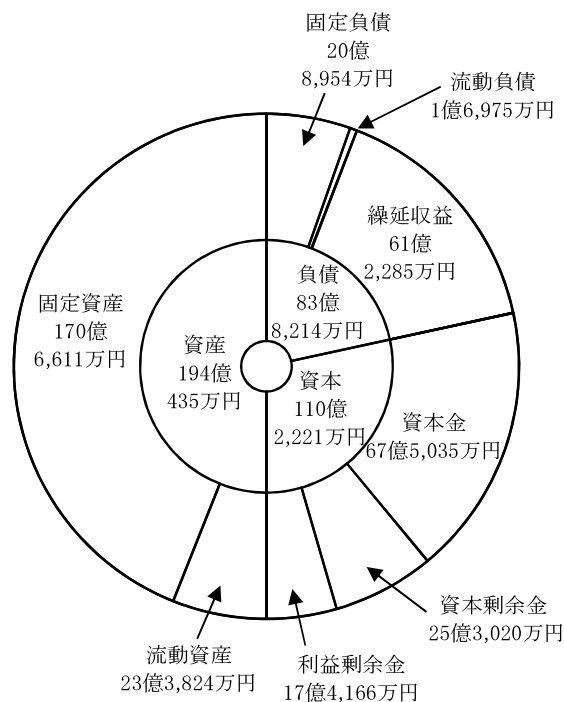
損益収支の状況

(平成30年4月1日から同年9月30日まで)



貸借対照表図

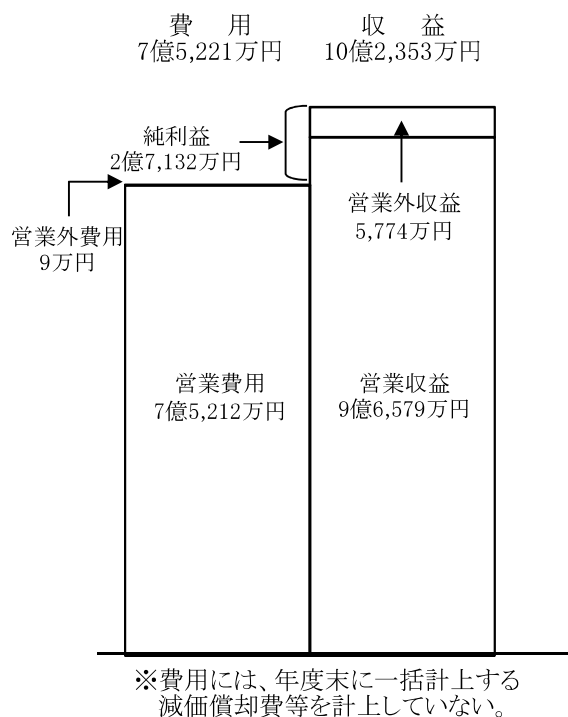
(平成30年9月30日現在)



(3) 交通事業会計

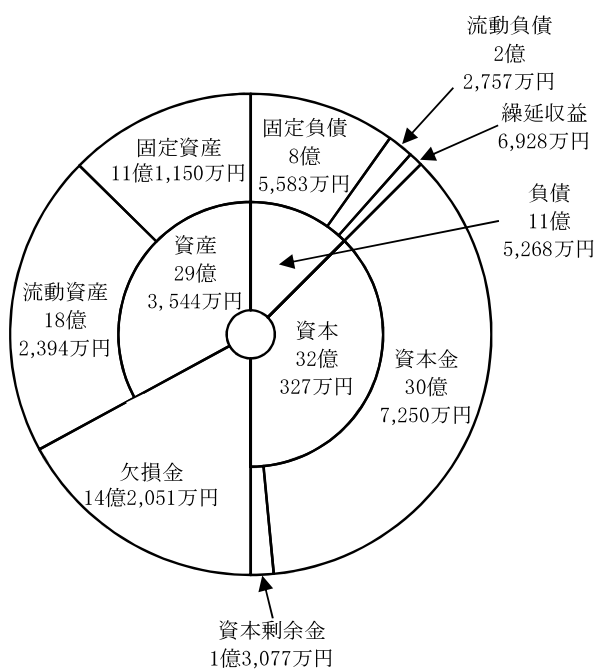
損益収支の状況

(平成30年4月1日から同年9月30日まで)



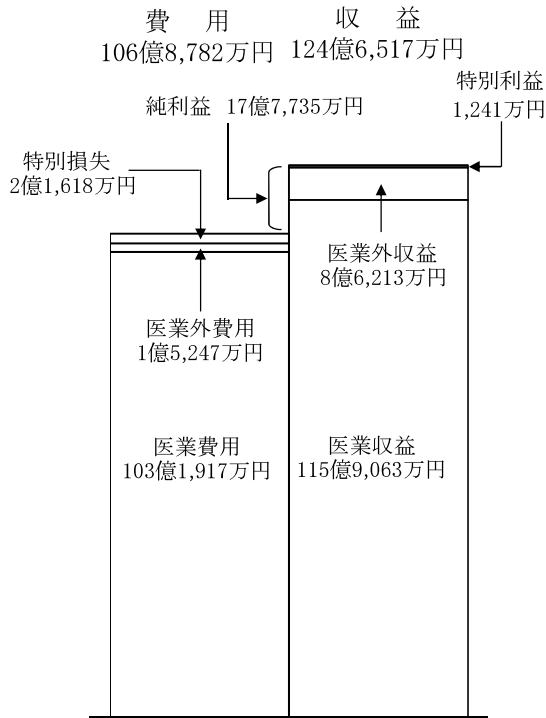
貸借対照表図

(平成30年9月30日現在)



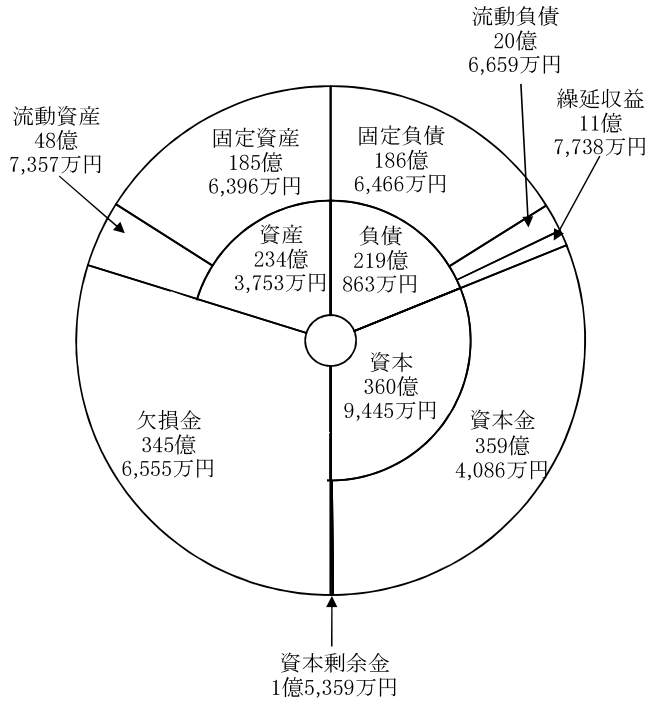
(4) 病院事業会計

損益収支の状況
(平成30年4月1日から同年9月30日まで)



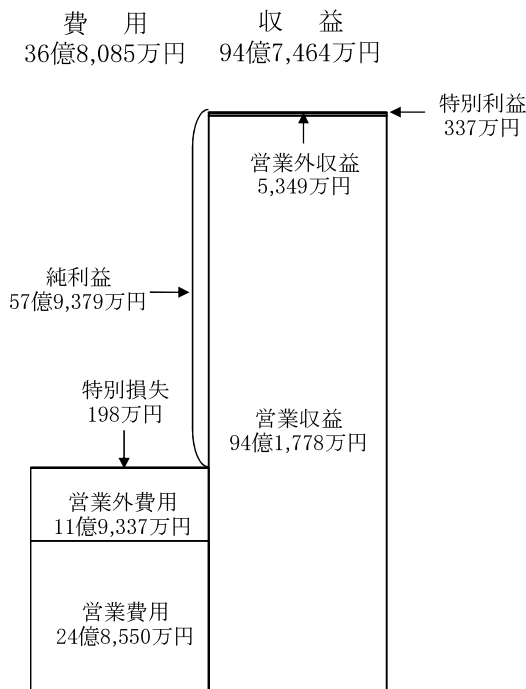
※費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図
(平成30年9月30日現在)



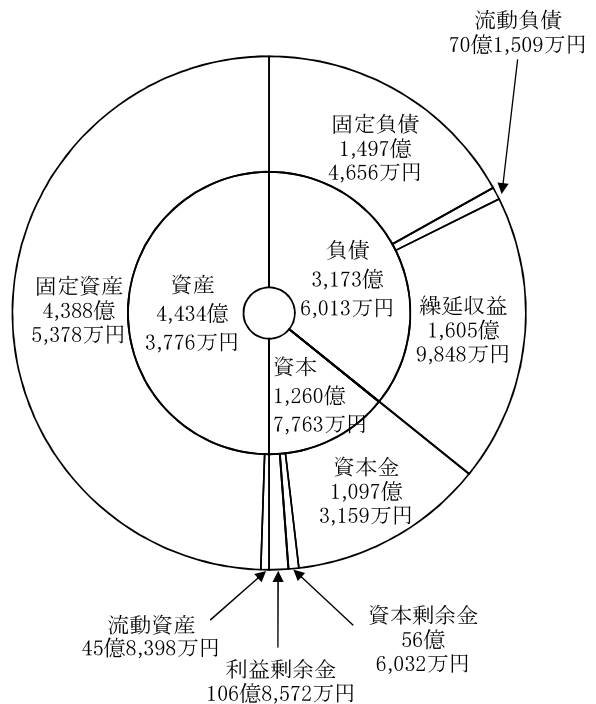
(5) 下水道事業会計

損益収支の状況
(平成30年4月1日から同年9月30日まで)



※費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

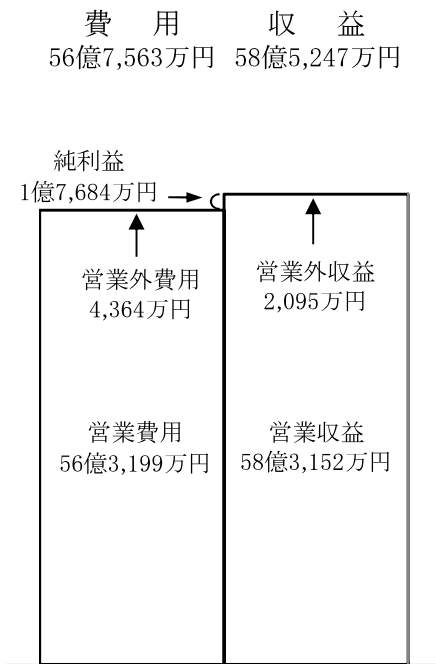
貸借対照表図
(平成30年9月30日現在)



(6) 公営競技事業会計

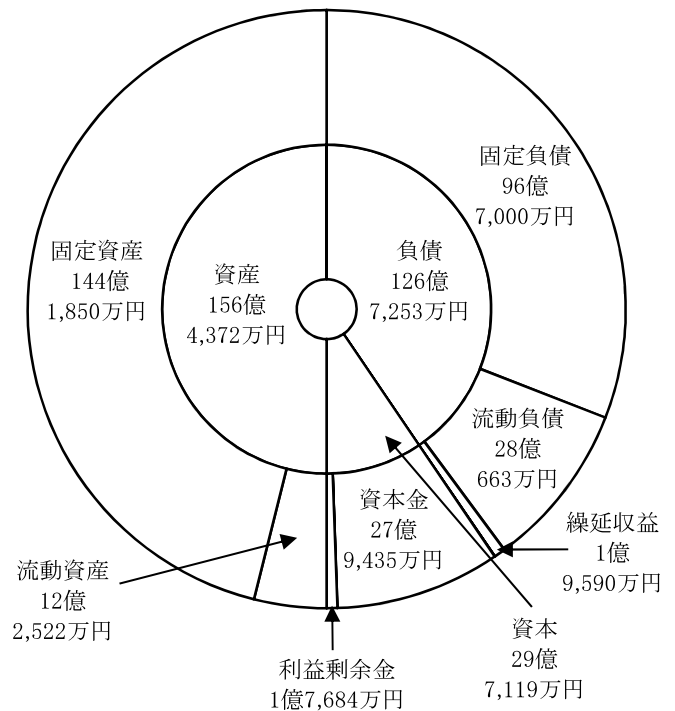
〔競輪事業〕

損益収支の状況
(平成30年4月1日から同年9月30日まで)



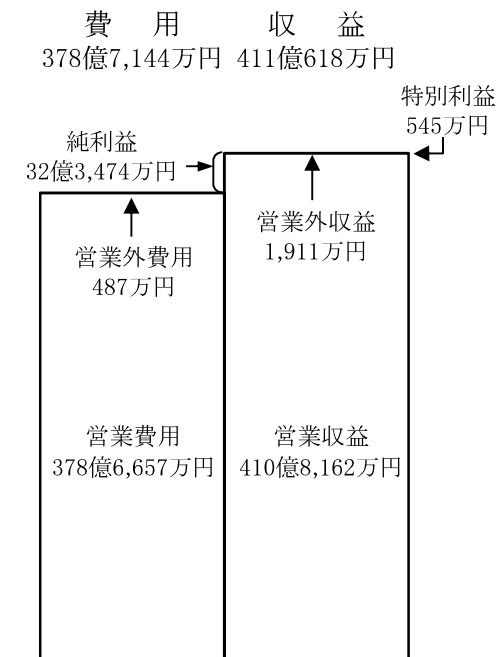
※ 費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図
(平成30年9月30日現在)



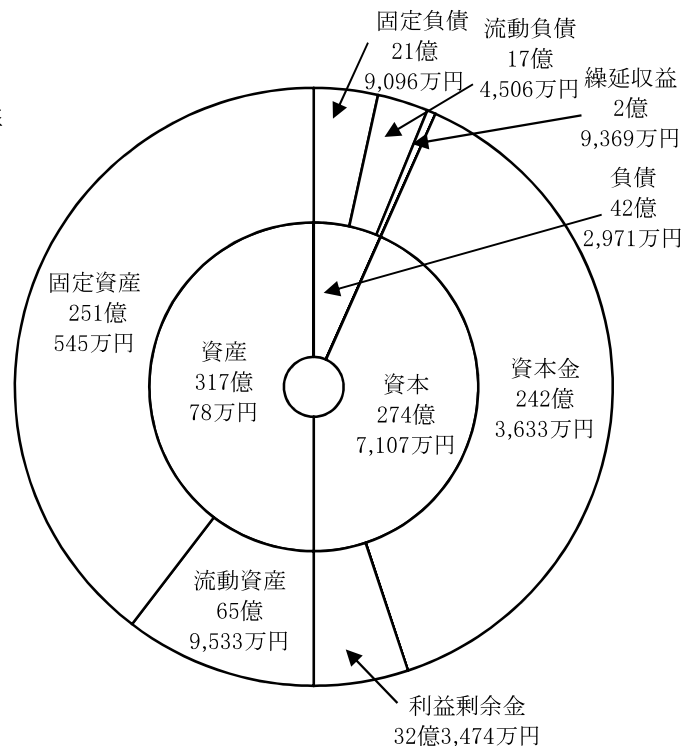
〔モーターボート競走事業〕

損益収支の状況
(平成30年4月1日から同年9月30日まで)



※ 費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図
(平成30年9月30日現在)



北九州市告示第519号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第33号）第16条の4の規定により、スポーツ施設における指定管理者を次のとおり告示する。

平成30年12月28日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定した者		指定する期間
	名 称	住 所	
北九州市立文化記念プール	九州林産株式会社	福岡市南区野間三丁目7番20号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立文化記念運動場			
北九州市立文化記念庭球場			
北九州市立北九州市民球場	北九州野球株式会社	北九州市小倉北区三萩野二丁目10番1号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立三萩野球場			
北九州市立的場池球場	株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野二丁目11番1号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立的場池弓道場			
北九州市立的場池体育館			

北九州市告示第520号

北九州市スポーツ施設条例施行規則（平成20年北九州市規則第23号）第8条の規定により、スポーツ施設における指定管理者を次のとおり告示する。

平成30年12月28日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定した者		指定する期間
	名 称	住 所	
北九州市立新門司球技場	特定非営利活動法人北九州フットボールクラブ	北九州市門司区新門司北二丁目6番2号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
北九州市立新門司運動場			
北九州市立新門司庭球場			

北九州市公告第 8 2 7 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

- (1) 所在地 戸畑区新池二丁目 5 5 1 5 番 6 のうち
- (2) 公簿地目 雑種地
- (3) 実測面積 4, 7 4 6. 4 5 平方メートル
- (4) 最低売却価格 3 億 1, 8 0 1 万 3, 0 0 0 円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成 3 1 年 3 月 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日から平成 3 1 年 1 月 3 日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

公告日から平成 3 1 年 3 月 1 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 現地見学会日時

平成 3 1 年 1 月 1 5 日の午前 1 0 時から午前 1 1 時まで

5 入札に参加するための要件

- (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
- (2) 入札参加申込みは、所定の様式にアからコまでの資料を添付し、持参することにより行わなければならない。

- ア 役員一覧
 - イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後 3 月以内のものに限る。）
 - ウ 会社等の定款
 - エ 会社等の概要
 - オ 過去 3 年分の決算報告書
 - カ 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後 3 月以内のものに限る。）
 - キ 市町村民税、固定資産税及び都市計画税の過去 3 年分の納税証明書（発行後 3 月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）
 - ク 印鑑証明書（発行後 3 月以内のものに限る。）
 - ケ 事業実績に関する調書
 - コ 土地利用提案書
- 6 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間
- (1) 場所
 - 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
 - 北九州市財政局財務部財産活用推進課
 - (2) 期間
 - 平成 31 年 1 月 21 日及び同月 22 日のそれぞれ午前 9 時から午後 5 時まで
 - なお、来庁日時については、あらかじめ北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で連絡し調整すること。
- 7 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 入札日時 平成 31 年 3 月 1 日 午前 10 時
 - (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
 - (3) 入札及び開札の場所
 - 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
 - 北九州市役所本庁舎地下 2 階第 6 入札室
- 8 入札保証金
- (1) 入札価格の 100 分の 10 以上
 - (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。
- 9 入札に参加できる者の資格
- (1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識、技術的能力等を有し、指定期日までに売買代金の支払が可能なる者であること。また、土地利用に関する事業を、確実かつ速やかに実施できる者であること。

- (2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
- ア 北九州市（以下「本市」という。）が行う市有地売払いに關し、（ア）から（オ）までの事実があった後2年を経過していない者
- (ア) 入札を取り消されたことがある者
 - (イ) 落札者として資格を取り消されたことがある者
 - (ウ) 申込みを取り消されたことがある者
 - (エ) 当選者又は補欠者として資格を取り消されたことがある者
 - (オ) 前回の市有地売払い以前の落札者又は当選者（補欠者が繰上げにより当選者となった場合を含む。）で契約の締結又は代金の納入に至らなかった者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者
- ウ 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者
- エ 過去3年間に市町村民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
- (ア) 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - (イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (ウ) 次のいずれかに該当する者
 - a 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - b 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
 - c 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - d 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - e 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
 - (エ) （ア）から（ウ）までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

10 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、本市は補償の責めを負わない。

12 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

平成31年4月1日（入札参加申込みを行った者がいないときは、同年1月28日）から同年5月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）の毎日午前9時から午後5時まで

13 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

北九州市上下水道局告示第39号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月28日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
F-196	有限会社光栄工業	横田光弘	福岡市南区桧原七丁目25番27号	平成30年 12月28 日

北九州市病院局公告第 57 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市病院局管理規程第 8 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 30 年 12 月 28 日

北九州市病院局長 古川 義彦

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

職員被服賃貸借 一式

(2) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 ア 北九州市小倉北区馬借二丁目 1 番 1 号

北九州市立医療センター

イ 北九州市八幡東区尾倉二丁目 6 番 2 号

北九州市立八幡病院

ウ 北九州祖市小倉北区馬借二丁目 1 番 1 号

北九州市立看護専門学校

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市病院局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市病院局管理規程第 1 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関

する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成31年1月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成30年12月31日から平成31年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市病院局医療センター事務局管理課

イ 日時 公告の日から平成31年1月17日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月18日の午前9時から午前10時まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

（3） 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成31年1月8日までに競争参加の申出書を北九州市病院局医療センター事務局管理課に提出しなければならない。

（4） 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成31年1月17日午後5時までに必着のこと。

（5） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成31年1月18日午前10時

5 契約の締結

この契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、市は、契約を行わないことによる補償は、行わない。

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市病院局契約規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第14号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市病院局医療センター事務局管理課

〒802-0077 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

電話 093-541-1831

7 Summary

(1) Nature of the services to be required :

Staff uniform lease in Kitakyushu Municipal Medical Center and Kitakyushu Municipal Yahata Hospital and Kitakyushu Municipal Nursing School

(2) Deadline of Tender (by hand) :

10:00 a.m., January 18, 2019

(3) Deadline of Tender (by mail) :

5:00 p.m., January 17, 2019

(4) For further information, please contact : Administration Division,
Medical Center, Municipal Hospitals Bureau, City of Kitakyushu